

第4章 災害応急対策計画

この計画は、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画である。

第1節 災害情報通信計画

災害予防対策及び災害供給対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等については、次に定めるところによる。

1 平時の情報交換及び情報伝達体制の整備

- (1) 町及び防災関係機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するものとする。

また、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステム構築に努めるものとする。

町は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、道へ災害情報を報告する体制を平時から確保するよう努めるものとする。体制の確保にあたっては、防災部局以外の職員も含めて北海道防災情報システムに入力できる体制を構築し、同システムを活用した訓練を定期的実施することとする。

- (2) 町及び防災関係機関は、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、避難行動要支援者、災害により孤立する危険のある地域の被災者に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

また、町は災害時において停電の発生も想定し、被災者等への情報伝達手段として、平成2年に導入した防災行政無線の維持管理に努めるとともに、計画的に全国瞬時情報警報システムの導入や防災行政無線のデジタル化への整備を図るものとする。

- (3) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

なお、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

2 情報及び被害状況報告の収集、連絡

- (1) 町は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の対策を講ずるとともに、その状況を十勝総合振興局長に報告するものとする。

なお、災害発生場所の報告については、地図等、場所の特定ができる資料を添付するもの

とする。

- (2) 町長は、特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。

3 災害等の内容及び通報の時期

町は、発災後の情報等について、次により十勝総合振興局に連絡する。

- (1) 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
 (2) 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置したとき直ちに
 (3) 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了する案で随時
 (4) 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

4 被害状況報告

災害時に町長は、次に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき十勝総合振興局長へ報告するものとする。

但し、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも大樹消防署を通じて報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、町長は通信途絶により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後 20 日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を十勝総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
 (2) 救助法の適用基準に該当する程度のもの。
 (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
 (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展する恐れがある場合、又は広域的な災害で当町が軽微であっても十勝地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
 (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。

(6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。

(7) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。この場合災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告することとする。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。但し、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が終了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表3のとおりとする。

別表 1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報告日時	月 日 時 現在	発受信日時	月 日 時 分	
発信機関		受信機関		
発 信 者		受 信 者		
発生場所				
発生日時	月 日 時 分	災害の原因		
気象等の状況	雨 量 河川水位 潮位波高 風 速 そ の 他			
ライフライン関係の状況	道 路 鉄 道 電 話 水 道 (飲料水) 電 気 そ の 他			
(1)災害対策本部等の設置状況	(名 称) (設置日時) 月 日 時 分 設置			
(2)災害救助法の適用状況	地 区 名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
	(救助実施内容)			

応 急 措 置 の 状 況	(3)避難の状況	地 区 名	避 難 場 所	人 数	日 時	
		自主避難				
		高齢者等避難				
		避難指示				
(4)自衛隊派遣要請の状況						
	(5)その他措置の状況					
(6)応急対策 出動人員	(ア) 出 動 人 員		(イ) 主 な 活 動 状 況			
	市 町 村 職 員	名				
	消 防 職 員	名				
	消 防 団 員	名				
	その他(住民等)	名				
	計	名				
そ の 他	(今後の見通し等)					

別表 2

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在				
災害発生場所										
発信	機関（市町村）名			受信	機関（市町村）名					
	職・氏名				職・氏名					
	発信日時				受信日時					
項目		件数等	被害金額（千	項目		件数等	被害金額（千			
① 人的被害	死者	人	※ 個人別の氏名、 年齢、原因は、 補足資料で報告	⑤ 土木 被害	河川	箇所				
	行方不明	人			海岸	箇所				
	重傷	人			砂防設備	箇所				
	軽傷	人			地すべり	箇所				
計	人		急傾斜地		箇所					
② 住家被害	全壊	棟			道路	箇所				
		世帯			橋梁	箇所				
		人			小計	箇所				
	半壊	棟				市町村 工事	河川	箇所		
		世帯				道路	箇所			
		人				橋梁	箇所			
	一部破損	棟					小計	箇所		
		世帯		港湾			箇所			
		人		漁港			箇所			
	床上浸水	棟					下水道	箇所		
		世帯					公園	箇所		
		人					崖くずれ	箇所		
床下浸水	棟		計				箇所			
	世帯		⑥ 水産 被害				漁船	沈没流出	隻	
	人						破損	隻		
棟	計				隻					
計	世帯				漁港施設		箇所			
	人				共同利用施設		箇所			
					その他施設	箇所				
③ 非住家被害	全壊				公共建物		漁具（網）	件		
					棟		水産製品	件		
	半壊			公共建物			その他	件		
				棟			計			
計	公共建物					⑦ 林業 被害	林地	箇所		
	棟	治山施設					箇所			
その他	棟	林地			箇所					
公共建物	棟	林道			箇所					
その他	棟	林産物			箇所					
計	棟	その他	箇所							
④ 農業被害	農地	田			小計	箇所				
		流失・埋没等			ha	一般 民有 林	林地	箇所		
		浸冠水			ha		治山施設	箇所		
		田			ha		林道	箇所		
	畑	ha			林産物		箇所			
	流失・埋没等	ha			その他		箇所			
	浸冠水	ha		小計	箇所					
	農作物	田				林地	箇所			
	畑	ha				治山施設	箇所			
	農業用施設	箇所				林道	箇所			
共同利用施設	箇所	林産物	箇所							
営農施設	箇所	その他	箇所							
畜産被害	箇所	小計	箇所							
その他	箇所									
計										

項 目			件数等	被害金額（千	項 目			件数等	被害金額（千
⑧ 衛生被害	水 道		箇所			⑪社会教育施設被害		箇所	
	病 院	公 立	箇所			⑫社会福祉施設等	公 立	箇所	
		個 人	箇所				法 人	箇所	
	清 掃 施 設	一般廃棄物処理	箇所			被 害 計		箇所	
		し尿処理	箇所			⑬その他の	鉄道不通	箇所	—
火 葬 場		箇所			鉄道施設		箇所		
計		箇所			被害船舶（漁船除く）		隻		
⑨ 商工被害	商 業	件			空 港		箇所	—	
	工 業	件			水 道		戸	—	
	そ の 他	件			電 話	回線	—		
	計	件			電 気	戸	—		
⑩公立文教施設被害	小 学 校	箇所			ガ ス	戸	—		
	中 学 校	箇所			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	—		
	高 校	箇所			都 市 建 設	箇所			
	その他文教施設	箇所			計		—		
		計			被 害 総 額				
公共施設被害市町村数			団体		火 災 発 生	建 物	件		
罹 災 世 帯 数			世帯			危 険 物	件		
罹 災 者 数			人			そ の 他	件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数		人		
災害対策本部の設置状況	道（十勝総合振興局）								
	市 町 村 名	名 称			設 置 日 時	廃 止 日 時			
<p>補足資料（※別様で報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生場所 ○ 災害発生年月日 ○ 災害の種類概要 ○ 人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○ 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか 									

別表 3

被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) C町のものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師の診断によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師の診断によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
② 住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>

被害区分	判 断 基 準
世 帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
全 壊	<p>住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
半 壊	<p>住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
一部損壊	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>

被害区分		判 断 基 準
③ 非住家被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
	農地	<p>農地被害は、田畑が流出・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とは粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。</p> <p>(3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。</p> <p>(4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
④ 農業被害	農作物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p>
	営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p>
	畜産被害	<p>施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。</p>

被害区分		判 断 基 準
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。
⑤ 土 木 被 害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害総額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
公 園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・けがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園または都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。	

被害区分		判 断 基 準
⑥ 水産被害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 （1）港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 （2）被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社を含む。）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
⑦ 林業被害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
⑧ 衛生被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨ 商工被害	商 業	商品、原材料等をいう。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩ 公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）

被害区分		判 断 基 準
⑪ 社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫ 社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。
そ の 他	⑬ 鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶 (漁船除く)	かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空 港	空港整備法第2条第1項第3項の規定による空港をいう。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
他	上記項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。	

5 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

○ 火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の連絡先】

時間帯		平日(9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	*-90-49013	*-90-49102
	F A X	*-90-49033	*-90-49036
地域衛星通信ネッ トワーク(注2)	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	F A X	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036
中央防災無線(注3)		5017	5017

「*」各団体の交換機の特番

(注1) 消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

(注2) 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

(注3) 省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワーク

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5253-7510
	F A X	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	*-90-49175
	F A X	*-90-49036
地域衛星通信ネッ トワーク(注2)	電話	*-048-500-90-49175
	F A X	*-048-500-90-49036
中央防災無線(注3)		5017

第2節 災害通信計画

1 通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとし、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、NTT東日本㈱等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものと電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

2 電話の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

(1) 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

○災害時優先電話（以下の他13回線）

電話機設置場所	電話番号	電話機設置場所	電話番号
大樹町役場	6-2111	大樹消防署	6-3038
学習センター	6-5555	国民健康保険病院	6-3114
保健福祉推進センター	6-4833	車両第2センター	6-3345

(2) 公衆通信設備以外の通信

① 北海道総合行政ネットワークの利用

災害時における情報通信手段として地上系回線（光ファイバー）と衛星系の2ルートにより通信確保されている北海道防災無線を非常時の北海道など防災関係機関の通信連絡手段として利用する。

設備名	設置台数	設置場所
着信灯	1台	役場庁舎防災担当課
情報伝達端末	1台	
IP電話	1台	
プリンタ	1台	
無停電電源装置	1台	
卓上中継台	1台	
ホットライン電話機	1台	
一斉受令電話機（衛生）	1台	
非常用電源（発電機）	1台	

② 大樹町防災行政無線（デジタル式）の活用

住民など町内への情報送信手段として町が整備している次の防災行政無線を活用する。

ア 移動系防災行政無線

- ・基地局 1局
- ・親局 1局
- ・移動局 35局（車載型17局 ・携帯型15局 ・半固定型3局）
- ・統制台 1局
- ・遠隔制御器 1台（大樹消防署）
- ・拡声子局設置 15箇所（市街地5箇所、浜大樹3箇所、旭、生花2箇所、尾田、石坂、晩成海岸、ホロカヤントウ）
- ・戸別受信機設置 町内全世帯、指定避難所 計2,800台（予備含）

(3) 通信途絶時等における措置

① 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、(1)から(3)までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合には、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出

イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

② 防災関係機関の対応

防災関係機関は、①の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 借受希望機種及び台数
- (ウ) 使用場所
- (エ) 引渡場所及び返納場所
- (オ) 借受希望日及び期間

イ 移動電源車の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 台数
- (ウ) 使用目的及び必要とする理由
- (エ) 使用場所
- (オ) 借受期間
- (カ) 引渡場所

ウ 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 希望エリア
- (ウ) 使用目的
- (エ) 希望する使用開始日時
- (オ) 引渡場所及び返納場所
- (カ) 借受希望日及び期間

エ 臨機の措置による手続きを希望する場合

- (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
- (イ) (ア)及びに係る申請の内容

③ 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話） 011-747-6451

第3節 災害広報・情報提供計画

災害時における地域住民等に対する災害情報の提供並びに広報活動に関する計画は、次に定めるところによる。

1 災害広報及び情報等の提供の方法

(1) 実施責任者

- ① 町長（担当：総務対策部）
- ② 広尾警察署
- ③ その他防災関係機関

(2) 災害情報等の収集

災害情報等の収集については、本章第1節「災害情報通信計画」によるほか、次により収集するものとする。

- ① 災害対策本部各班のパトロールによる収集
- ② 一般住民からの通報による収集
- ③ 関係機関からの通報による収集

(3) 報道機関、住民に対する災害情報の発表の方法

① 報道機関に対する情報発表等の方法

ア 収集した被害状況、災害情報等は、その都度、報道機関に対し次の事項を発表するものとする。

- (ア) 災害の種類・名称及び発生年月日
- (イ) 災害の発生の場所又は被害激甚地域
- (ウ) 被害調査及び発表の時刻
- (エ) 被害状況
- (オ) 応急対策の状況
- (カ) 本部の設置又は廃止

イ 災害時には、新聞、ラジオ、テレビ放送等各報道機関が行う独自の取材活動に対して、積極的に情報、資料の提供を行い協力するものとする。

② 住民に対する広報の方法

ア 一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害の推移をみながら、次の方法によるものとする。また、高齢者、障がい者等の災害時要援護者への伝達に十分配慮するとともに、ボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確な情報を適切に提供する。

- (ア) 防災行政無線放送による
- (イ) 広報車による
- (ウ) テレビ、ラジオ、新聞、緊急速報メール、インターネット、SNSなどの利用による

(エ) 広報誌による

イ 広報内容は、次のとおりとする。

(ア) 災害に関する情報及び住民に対する注意情報

(イ) 応急対策とその状況

(ウ) 復旧対策とその状況

(エ) その他必要な事項

③ 被災相談所の開設

本部は、災害の規模等に応じて適宜関係機関と連携して被災者相談所を開設し、住民に便に供するものとする。

2 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会手続

① 安否情報の照会は、道又は町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

② 安否情報の照会を受けた道又は町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第80号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

③ 安否情報の照会を受けた道又は町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

④ 町は、③にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

2 安否情報を回答するに当たっての道又は町の対応

町は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

① 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において

回答するよう努めるものとする。

- ② 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- ③ 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- ④ 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

3 災害時氏名等の公表

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第4節 応急措置実施計画

災害時において、町及び防災関係機関が実施する応急措置については、次に定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 町長、町の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等
- (2) 北海道知事
- (3) 警察官及び海上保安官
- (4) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- (5) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長
- (6) 消防署長

2 町の応急措置

(1) 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、基本法第 63 条第 1 項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該地区への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地区からの退去を命ずることができる。

(2) 応急公用負担の実施

町長は、災害時において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第 64 条第 1 項の規定に基づき、区域内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。なお、この場合においては、基本法施行令第 24 条及び基本法第 82 条の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

① 土地建物等の占有等に対する通知

町長は、当該土地、建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件（以下「土地建物等」という。）を使用し、又は収用したときは、速やかに当該土地建物等の占有者、使用者その他当該土地建物等について権原を有する者（以下この号において「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知しなければならない。

この場合において、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を役場に掲示する等の措置をとらなければならない。

- ア 名称又は種類
- イ 形状及び数量
- ウ 所在した場所
- エ その他必要な事項

② 損失補償

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(3) 支障物件等の除去及び保管

町長は、災害時において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第2項の規定に基づき、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは、当該工作物を保管しなければならない。

なお、工作物等を保管した場合は、基本法第64条第3項から第6項の規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

- ① 町長は、当該工作物等の占有者、所有者、その他当該工作物等について権原を有する者に対し当該工作物等を返還するため、公示する。
- ② 町長は、保管した工作物等が滅失し、若しくは破損する恐れがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管する。
- ③ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用については、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。
- ④ 保管した工作物等を返還するため公示した日から起算して6ヵ月を経過してもなお返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、町に帰属させる。
- ⑤ 他の市町村長等に対する応援の要求等（基本法第67条）
 - ア 町長は、災害時において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めるものとする。
- ⑥ 北海道知事に対する応援の要求等
町長は、災害時において、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することとする。
- ⑦ 住民等に対する緊急従事指示等
 - ア 町長は、災害時において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。
 - イ 町長及び消防署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町地域内に居住する者又は水防のため現場に在る者をして水防に従事させることができる。
 - ウ 消防吏員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。
 - エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近に在る者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。
 - オ 町長は、前4号の応急措置等の業務に協力した住民等が、そのため負傷・疾病・廃疾又は死亡した場合は、関係法令によるほか、市町村総合事務組合市町村消防団員等公務災害補償条例により、その補償を行う。

3 災害救助法の適用の場合

救助法適用の場合は、次のとおりである。

(1) 実施責任者

救助法による救助は、知事が行う。ただし、救助法第30条（職権の委任）に基づき委任された職務については、町長が行う。

(2) 救助法の適用基準

救助法による救助は、知事が行う。ただし、町長は知事から実施について、個別の災害ごとに救助する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

適用基準			
被害区分 人口	市町村単独の場合	相当広範囲な場合（全道2,500世帯以上）	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合 市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められるとき。
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
5,000人以上 15,000人未満	40	20	

摘要

1 住家被害の判定基準

(1) 滅失…全壊、全焼、流失
住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。

(2) 半壊、半焼…2世帯で滅失1世帯に換算
住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積がその住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。

(3) 床上浸水…3世帯で滅失1世帯に換算
床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

2 世帯の判定

(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
(2) 会社又は学生の寮等は各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

(3) 救助法の適用手続き

- ① 町長は、本町における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を十勝総合振興局長に報告しなければならない。
- ② 災害の実態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに十勝総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

(4) 救助の実施と種類

救助の実施にあたっては、町長は委任を受けた職権について、委任の範囲内において迅速に

事務を行うものとする。

救助の種類	主な対象者	実施者区分
避難所の設置（供与）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者 ・災害が発生するおそれがある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者 	町・日赤道支部 町
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全壊または消失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所の指定：町 設置：道 (但し、委任したときは町)
炊出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	町
飲料水の給与	災害のために現に飲料水を得ることができない者	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、消失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を消失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難なもの	町
医療	災害により医療の途を失った者	救護班：道・日赤道支部 (但し、委任したときは町)
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者	救護班：道・日赤道支部 (但し、委任したときは町)
被災者の救出	災害のために現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	町
被災した住宅の応急処理	災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者など	町
学用品の給与	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	町
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	町
遺体の捜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定され	町

	る者を捜索する	
遺体の処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	町・日赤道支部
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	町

救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第12条によるものとする。

なお、災害救助法施行細則第12条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

（5）基本法と救助法との関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第5節 避難救出計画

災害時において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るため、危険が切迫している状況にある住民を適切かつ円滑に避難させるための計画及び生命及び身体が危険な状況にある者を救出し、保護するための計画は、次に定めるところによる。

1 避難対策計画

(1) 実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山(崖)崩れ、地震、火山噴火、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発令時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の伝達に努めるものとする。

実施者	実 施 内 容
町長	<p>① 町長は、災害時に警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。</p> <p>ア 避難のための立退きの指示 イ 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示 ウ 緊急安全確保措置の指示</p> <p>② 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。</p> <p>③ 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに十勝総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。） (基本法第 60 条)</p>
警察官、海上保安官	<p>① 警察官又は海上保安官は、町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。</p>

	<p>その場合、直ちに、その旨を市町村長に通知するものとする。</p> <p>② 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。</p> <p>(基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条)</p>
<p>知事又はその命を受けた道職員</p>	<p>① 知事（十勝総合振興局長又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。</p> <p>また、知事（十勝総合振興局長）は洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。</p> <p>② 知事は、災害発生により町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は、当該町長に代わって実施する。</p> <p>また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、第 5 章第 14 節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する。</p> <p>(基本法第 60 条・第 72 条、水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条)</p>
<p>災害派遣を命ぜられた自衛官</p>	<p>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害時において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にはいないときに限り、次の措置をとることができる。</p> <p>この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。</p> <p>① 住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第 4 条)</p> <p>② 他人の土地等への立入(警察官職務執行法第 6 条第 1 項)</p> <p>③ 警戒区域の設定等(基本法第 63 条第 3 項)</p> <p>④ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第 64 条第 8 項)</p> <p>⑤ 住民等への応急措置業務従事命令(基本法第 65 条第 3 項)</p>

(2) 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

① 連絡

町、道(十勝総合振興局)、北海道警察本部(広尾警察署)、第一管区海上保安本部(広尾海上保安署)及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

② 助言

町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(3) 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の基準

名称	発令時の状況	判断基準
高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	①川が1時間後に氾濫注意水位を超え、氾濫危険水位まで上昇するおそれがあるとき ②大雨警報（土砂災害）が発表されたとき
避難指示	前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	①川が氾濫危険水位を超えたとき ②津波警報が発令されたとき ③土砂災害警戒情報が発令され、土砂災害が発生するおそれがあると判断したとき ④土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき ⑤土砂災害が発生したとき
緊急安全確保	既に災害が起きている状況で、命を守る行動をとる	

① 警戒レベルと避難情報

- (ア)住民がとるべき行動を警戒レベルに合わせ5段階に分け、情報と行動の対応を明確化。
- (イ)警戒レベル3を高齢者等避難、警戒レベル4を全員避難とし、避難するタイミングを明確化。
- (ウ)災害が実際に発生している可能性が極めて高く、命を守る行動を促す情報として警戒レベル5と位置付けた。

警戒レベルと住民がとるべき行動及び避難指示等の基準

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5 <u>(命を守る行動)</u>	命の危険 直ちに安全確保！	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急安全確保 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令。 大雨特別警報（土砂災害）
警戒レベル4 <u>(全員避難)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難指示（緊急） 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令。 土砂災害警戒情報
警戒レベル3 <u>(高齢者等避難)</u>	避難に時間を要す高齢者等は避難する。その他の者は、立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者等避難 大雨警報
警戒レベル2	避難に備え、自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報 (警報級の可能性)

市町村が発令

気象庁が発表

(4) 指示伝達事項

- ① 高齢者等避難、避難指示（緊急）、緊急安全確保の発令者
- ② 高齢者等避難、避難指示（緊急）、緊急安全確保の理由
- ③ 避難対象区域
- ④ 避難先とその場所
- ⑤ 避難経路
- ⑥ 注意事項

(5) 高齢者等避難、避難指示（緊急）、緊急安全確保の伝達方法

- ① 防災行政無線による伝達
- ② 広報車による伝達
- ③ 町ホームページによる伝達
- ④ テレビ、ラジオ、緊急速報メールによる伝達

- ⑤ 町内会や地域自主防災組織の責任者を通じての伝達
- ⑥ 北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）による伝達

(6) 避難方法

① 避難誘導

避難者の誘導は、町職員、消防職員・団員、警察官及び地域の自主防災組織が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、町職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導にあたる者の安全の確保に努めるものとする。

② 移送の方法

ア 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者の自力による避難が可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両、船艇等によって移送する。

イ 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

ウ 道は、前記要請を受けた時は、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。

エ また、道は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人・場所・期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく要請に応じないときは、被災者保護の実施の必要性に鑑み、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示する。

(7) 避難行動要支援者の避難行動支援

① 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

② 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

③ 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

④ 建設型応急住宅への優先的入居

町は、建設型応急住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

⑤ 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

⑥ 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

(8) 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、市町村の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

(9) 被災者の生活環境の整備

市町村は、避難所が誰もが安心して快適に過ごすことができ、被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える場所となるよう、良好な生活環境を確保するよう努めるものとする。特に、要配慮者の個々のニーズに応じた支援が差別なく行えるよう、その運営及び資機材、情報提供の方法等に配慮する。

市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、町が予め作成した避難所マニュアルを踏まえ、速やかな避難所の供与、避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(10) 指定緊急避難場所の開設

① 町は、災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるときは、必要に応じ、避難指示等の発令とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

② 指定緊急避難場所は、住民等が緊急的に避難する施設または場所であり、特に屋外となる場所では、避難者を指定避難所等へ移動させる必要があるため、町は、指定緊急避難場所の

状況を把握し、指定避難所等へ誘導するなど、避難者の安全確保に努めるものとする。

(11) 指定避難所の開設

- ① 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。開設していない避難所に自主的に避難が行われた場合、状況に応じて避難所の開設や避難者の誘導など柔軟な対応について配慮すること。
なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。
また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。
- ② 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。
- ③ 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。
- ④ 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- ⑤ 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用除外措置があることに留意する。
- ⑥ 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- ⑦ 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
- ⑧ 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 ID を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(12) 指定避難所の管理運営等

- ① 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者等の協

力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

- ② 町は、指定避難所の運営管理に際しては、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。
- ③ 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。
- ④ 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。
- ⑤ 町は、被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

なお、避難所の良好な生活環境の継続的な確保及び福祉的な支援の充実のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努めるとともに、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

また、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努め、特に冬季を想定し、可能な範囲で屋内に確保するものとする。

- ⑥ 町は、指定避難所の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の更衣室、物干し場、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。
- ⑦ 町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。

- ⑧ 町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、建設型応急住宅の迅速な提供、公営住宅、民間貸借住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあわせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

- ⑨ 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。

- ⑩ 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。

- ⑪ 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

- ⑫ 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- ⑬ 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

- ⑭ 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

- ⑮ 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- ⑯ 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

(13) 広域避難

① 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする

② 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

③ 道外への広域避難

ア 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

イ 道は、市町村から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。

ウ 道は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

エ 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、アによらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

④ 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

⑤ 関係機関の連携

ア 町村及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

- 1) 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理
- 2) 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保
- 3) バスなど被災者の移送手段の確保
- 4) 広域避難についての被災者の意向の把握
- 5) 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング
- 6) 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送
- 7) 広域避難先での継続的な支援

イ 市町村は、広域避難の受入先の市町村との間で、被災者に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

(14) 広域一時滞在

① 道内における広域一時滞在

ア 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、

「道内広域一時滞在」という。)の必要があると認める町長(以下、「協議元町長」という。)は、道内の他の市町村長(以下、「協議先市町村長」という。)に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

イ 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、協議元町長は、あらかじめ十勝総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ 協議元町長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知するとともに、速やかに、協議元町長に通知する。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

エ 協議元町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに、知事に報告する。

オ 協議元町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

カ 協議先市町村長は、協議元町長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

キ 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、当該町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該町に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、当該町長に通知する。

② 道外への広域一時滞在

ア 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在(以下、「道外広域一時滞在」という。)の必要があると認める場合、町長(以下、「協議元町長」という。)は、知事に対し、他の都府県知事(以下、「協議先知事」という。)に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。

イ 知事は、協議元町長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事に協議を行うものとする。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

ウ 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

エ 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに協議元町長に通知す

るとともに内閣総理大臣に報告する。

オ 協議元町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

カ 協議元町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

キ 知事は、協議元町長より道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知するとともに、公示するとともに内閣総理大臣に報告するものとする。

ク 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該町長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

③ 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

④ 関係機関の連携

ア 町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施するよう努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

- 1) 広域一時滞在を行うべき場合やその対象者の整理
- 2) 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保
- 3) バスなど被災者の移送手段の確保
- 4) 広域一時滞在についての被災者の意向の把握
- 5) 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング
- 6) 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送
- 7) 広域一時滞在先での継続的な支援

イ 市町村は、広域避難の受入先の市町村との間で、被災者に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

⑤ 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、当該町又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに当該町長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

(14) 道(十勝総合振興局長)への報告

避難指示等を町長等が発令したとき及び指定避難所を開設したときは、十勝総合振興局長に

報告するものとする。

2 救助救出計画

災害時において、避難に遅れた者、生命身体が危険な状態にある者の救出、又は生死不明の状態にあるもの者を捜索し、その保護に万全を期するものとする。

(1) 実施責任者

町長は、警察官、消防署職員、消防団員等の協力を得て行うものとするが、災害が甚大であり本部のみで救出の実施が困難である場合は、本章2.6節自衛隊派遣要請計画に定めるところにより、知事(十勝総合振興局長)に自衛隊に派遣要請を要求する。

(2) 救出を受ける者

災害のために、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者で概ね次に該当するときとする。

- ①火災の際に火中に取り残された場合
- ②台風、地震等により、倒壊家屋等の下敷きになった場合
- ③津波、洪水等により、沖合いに流された場合
- ④水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合
- ⑤山崩れ、地すべり等により生埋めとなった場合
- ⑥自動車、飛行機等の大事故が発生した場合
- ⑦その他、自力で危険を脱することが困難な状況にある場合

第6節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備に関する北海道警察の諸活動についての計画は、次に定めるところによる。

1 警察活動の任務

災害発生時における警察活動は、次に掲げる事項を主な任務として行うものとする。

- (1) 情報の収集及び報告
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災者の救助救出
- (4) 危険地域における住民の避難活動
- (5) 避難誘導及び緊急交通路のための交通確保
- (6) 予報及び警報の伝達
- (7) 被害の拡大防止
- (8) 行方不明者の捜索及び死体の検視
- (9) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒
- (10) 危険物に対する保安対策
- (11) 不法事案の予防及び取締り
- (12) 広報活動
- (13) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務に対する協力

2 災害警備本部の設置

非常体制が発令された場合、又は広尾警察署長が自ら警戒体制をとった場合は、予想される災害規模、態様に応じて災害警備本部を設置するものとする。

3 災害発生時の警察活動

災害に際し、関係機関と連携の下で災害警備に関する警察活動を行う。

(1) 被害状況の収集方法

災害発生時の初期的段階における被害情報の収集方法は、現場警察官からの報告、被災者及び他関係機関からの通報のほか、警察職員の警察署等への参集途中における被害状況の報告等、あらゆる方法により収集する。

また、被害状況を集約した情報については、直ちに関係機関に連絡するとともに、救助救出、交通規制等の災害警備諸対策に活用する。

(2) 警備体制の確立

災害の発生が執務時間内の場合は、災害の規模及び被害状況に応じた警備体制を早期に確立して対応することとし、執務時間外の場合は、当直体制で対応し、参集人員に応じて必要な部隊を順次編成して対処する。

(3) 避難誘導

警察官は避難誘導にあたって、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、避難した地域に対しては、状況の許す限り警ら、検問所の設置を行い、遺留財産の保護、その他犯罪の予防に努める。

(4) 交通確保規制

- ①道路の被害、危険及び障害箇所等の交通情報を道路管理者から幅広く収集し、迂回路の設定、通行禁止等の交通規制を行うことができる。
- ②緊急交通路が指定された場合は、広範囲な交通規制を行い、原則として緊急交通車両以外の通行を禁止し、又は制限することができる。
- ③緊急交通路に放置された車両、その他の物件の措置については、災害対策基本法に基づき撤去することができる。

第7節 交通応急対策計画

災害時における道路の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保に関する計画は、次に定めるところによる。

1 交通応急対策の実施

(1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

(2) 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(3) 消防吏員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

2 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害時、道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- ① 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- ② 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- ③ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- ① 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- ② 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(1) 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続

① 知事(十勝総合振興局長)又は北海道公安委員会(北海道警察)は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

② 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁(十勝総合振興局長)又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

③ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

④ 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

(ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示(緊急)等に関する事項

(イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項

(ロ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(ハ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

(ニ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(ホ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

(ヘ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

(セ) 緊急輸送の確保に関する事項

(ケ) その他災害の発生への防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

⑤ 発災前確認手続の普及等

町及び地方行政機関は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行うなど、その普及を図るものとする。

(3) 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会は、業務の性質上、道民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

① 確認手続

ア 北海道公安委員会(北海道警察)は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

イ 確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

② 規制対象除外車両等

ア 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

イ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

ウ 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

エ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中の車両

(ア) 道路維持作業用自動車

(イ) 通学通園バス

(ウ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両

(エ) 電報の配達のため使用する車両

(オ) 廃棄物の収集に使用する車両

(カ) 伝染病患者の受入れ又は予防のため使用する車両

(キ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

(4) 放置車両対策

① 北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

② 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

③ 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

4 災害時における交通規制等に関する事項

(1) 警察官は、その管轄区域内の道路が災害による決壊等で危険な状態が発生し、又はその状

況により必要があると認めるときは、道路交通法第5条第1項の規定に基づき、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し、制限するものとする。

(2) 警察官は、災害発生時において、緊急措置を行う必要があると認めるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し、制限するものとする。

(3) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることができる。

また、消防史員は、警察官がその場合にいない場合においては、同様の措置をとることができる。

5 応急復旧

道路管理者は、災害応急対策に要する輸送を円滑に実施できるよう、道路橋梁等を速やかに復旧するよう努めるものとし、重要かつ緊急を要する場合で自己の能力では復旧が困難であるときは、他の道路管理者の応援協力を求め、なおかつ困難なときは、町長は知事に対し自衛隊の派遣要請を求めるものとする。

第8節 輸送計画

災害による被災者の避難、傷病者の収容、災害応急対策要員の移送、応急対策用資機材、物資の輸送の実施に関する計画は、次に定めるところによる。

なお、国、道及び市町村は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き、車両の手配及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるとともに、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

また、災害時には、道は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、協定等に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送手段を含めた体制を確保するものとする。

1 実施責任者

(1) 町長（担当：総務対策部）が実施する。

救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が行う。

2 輸送の方法

災害時の輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、次の各輸送のうち、迅速、確実で最も適当な方法による。

(1) 道路輸送

①道路の状況

町内における交通道路の状況を把握し、路線の安全確保を図るものとする。

②町における車両等の確保

町が所有する車両は、総務対策部長が必要と認める数の車両を待機させ、使用するものとする。

③町有以外の車両等の確保

総務対策部長は、災害の規模により、町有車両のみでは輸送を実施することができないと認めるときは、必要な車両を確保するため、他の機関又は民間車両の借上げを行う。

また、必要に応じ帯広陸運支局を通じ、十勝地区トラック協会、十勝地区バス協会に対し緊急輸送の応援要請を行うものとする。

(2) 海上輸送

車両等による陸上輸送が困難な場合は、船舶による海上輸送を行うこととし、その要請については、次のとおりとする。

要 請 先 機 関	窓 口	電 話 番 号
釧路海上保安部	広尾海上保安署	01558-2-4999
漁業協同組合	大樹漁業協同組合	01558-7-7801
海上自衛隊	十勝総合振興局（危機対策室）	0155-26-9023
	陸上自衛隊第5旅団	0155-48-5121

(3) 空中輸送

陸上輸送が途絶し、緊急に輸送の必要が生じたときは、知事（防災消防課防災航空室）に対し、北海道消防防災ヘリコプターの緊急運航を、又は十勝総合振興局を通じて、自衛隊所管の航空機の派遣を要請するものとする。なお、派遣要請の業務は総務対策部長が行う。

- ①ヘリコプター離着陸可能地点などについては、本章第25節「ヘリコプター活用計画」のとおりとする。

3 輸送の範囲

- (1) 罹災者を避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 罹災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送
- (4) 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
- (5) 救援物資の輸送
- (6) その他本部が行う輸送

4 費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

5 緊急輸送業務に従事する車両の表示

災害対策基本法76条に基づき一般車両の交通が規制された場合には、町長及び防災関係機関は災害対策に必要な車両を緊急輸送車両として、知事又は北海道公安委員会に申し出て、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受け、輸送にあたるものとする。

- (1) 標章
- (2) 緊急通行車両確認証明書

第9節 食糧供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策従事者等に対する食糧供給に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対し、食糧等の配給及び給付対策を実施する。供給の責任者は、町長（担当：厚生対策部）とする。但し、救助法適用の場合は、知事又は知事の委任を受けて町長が実施する。

2 供給対象者

- (1) 避難所等に収容された者
- (2) 住家が被害を受けて炊事のできない者
- (3) 住家が被害を受け、一時縁故先へ避難する者
- (4) 災害地において応急作業に従事している者

3 供給品目

供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて乾パン、麦製品、缶詰、インスタント食品等とする。

4 食糧の調達方法

(1) 主要食糧

災害が発生した場合又はそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀については、地元の業者から調達することとするが、その確保が困難な場合は、その確保について十勝総合振興局長を通じ知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章第11の規定により、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に直接、又は、総合振興局長若しくは振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

(2) 副食及び調味料

主要食糧と同様に、地元の業者から調達することとするが、その確保が困難な場合は、その確保について十勝総合振興局長を通じ知事に要請する。

5 食糧の供給方法

(1) 炊き出しによる供給

炊き出しは、必要に応じて日赤奉仕団、町内各女性団体、自主防災組織などの協力を求め、材料を調達し、主食及び副食を調理して供給する。

(2) その他による供給の方法

町として直接炊き出しが困難な場合で、業者等から購入することが実情に即すると認められるときは、購入したものを供給する。

(3) 炊き出しに至るまでの応急措置

上記(1)又は(2)に至るまでの応急措置として即席メン、乾パン、缶詰等、調理の必要のないものを一定程度、備蓄することとし、不足する分を流通備蓄によることとし、町内業者等から購入して供給する。

6 炊出し方法等

(1) 炊出しは文教対策部給食班が行い、給与は厚生対策部救護班が行う。

(2) 炊出し施設は、原則として学校給食センターを利用するものとするが、不足する場合又は同施設が被災で使用不能の場合は、調理設備のある公共施設を利用するものとする。

7 給食の実施

(1) 被災者に対する給食は、原則として避難所において実施する。

(2) 給食を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所において実施する。

8 食糧の輸送

食糧供給の輸送等については、車両等によるものとし、本章第7節「輸送計画」による。

9 炊出しの費用

炊出しの費用については、災害救助法が適用された場合に準ずる。

第10節 給水計画

災害により広域的断水が発生し、飲料水をはじめとする生活用水（以下「飲料水等」という。）を得ることができなくなった者に対する飲料水等の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

町長（担当：土木対策部）は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が実施する。

（1）個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

（2）生活水の確保

災害時の生活水の水源として、配水池の貯留水を主体とし、不足する場合は河川、ため池、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、減菌して供給するものとする。このため、これらの水源は平時からリスト化に取り組むように努めるものとする。

また、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸を整備活用するなど、代替水源による生活水の確保に努めるものとする。

（3）給水資機材の確保

町は災害時に使用できる応急資機材（給水タンク、給水袋等）の確保に努める。

2 給水の対象者

災害のため飲料水等を得ることができない者

3 給水の実施

（1）給水の方法について

①輸送による給水

被災地の隣接地域に適切な補給水源がある場合は、給水車（消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のうえ、住民に給水するものとする。

この場合、給水車の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

②浄水装置等による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、住民に供給するものとする。

（2）応援の要請について

町長は、自ら行う飲料水等の供給が困難な場合に、自衛隊、道又は他市町村へ飲料水等の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

(3) 住民への周知

給水にあたっては、防災無線、広報車により給水場所、給水時間、給水方法などを住民に周知する。

4 給水施設の応急復旧

医療用施設等、民生安定と緊急を要するものから優先的に給水指定業者の協力を得て応急復旧を行う。

5 費用の限度及び期間

救助法の基準による

第11節 上下水道施設対策計画

災害時の上下水道施設の応急復旧対策に関する計画は、次の定めるところによる。

1 実施責任者

町長（担当：土木対策部）が実施する。

2 上水道施設

(1) 応急復旧

災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者である町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際して次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- ①施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- ②要員及び資材等の確保等復旧体制を確保する。
- ③被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- ④住民への広報活動を行う。

(2) 広報

水道事業者である町は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応について周知を図る。

3 下水道施設

(1) 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、下水道管理者である町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際して次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- ①施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- ②要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- ③被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- ④管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- ⑤住民への広報活動を行う。

(2) 広報

下水道管理者である町は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

(3) 上下水道一体での対応

水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持す

るため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。

また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

なお、応急復旧にあたっては、上下水道の構造等を勘案して、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第12節 衣料・生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は、次の定めるところによる。

1 実施責任者

町長（担当：厚生対策部）が実施する。

災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任を受けて町長が実施する。

2 物資供給の対象者

- (1) 災害により住家が全焼、半焼、全壊、半壊等の被害を受け、生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者
- (2) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 物資の調達方法

(1) 物資の備蓄・調達方法

- ① 調達までの時間等を考慮し、応急的に対応できるだけの一定数量は、町において公的備蓄するものとする。
- ② その他調達にあたっては、あらかじめ大樹町商工会や町内の業者と協議し、緊急時に速やかなる対応が可能となるよう、調達先を定め、災害に備えるなど流通備蓄するものとする。
- ③ 災害時要援護者に対する生活必需品の調達については、十分に配慮するものとし、社会福祉施設に対しては、災害時要援護者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発するものとする。
- ④ 被災者の状況を把握のうえ、救護物資供給計画を直ちに樹立し、これにより備蓄品や購入品により物資を確保するものとする。

(2) 給与及び貸与物資

- ① 寝具（布団、毛布、タオルケット等）
- ② 外衣（洋服、作業服、子供服等）
- ③ 肌着（シャツ、パンツ、紙オムツ等）
- ④ 見廻品（タオル、手拭、靴下、傘等）
- ⑤ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- ⑥ 食器（茶碗、皿、箸等）
- ⑦ 日用品（石鹸、チリ紙、歯ブラシ、歯磨き粉等）
- ⑧ 光熱材料（マッチ、ロウソク等の類）
- ⑨ その他日常生活に欠くことができないと認められるもの。

4 給与及び貸与の方法及び記録

- (1) 町は調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については、事前の救護物資供給計画に基づき行うものとする。

(2) 救援物資の給与及び貸与を行った場合「給与及び貸与台帳」(別表1)により内容により明確に区分して処理するものとする。

5 費用の限度及び給(貸)与期間

災害救助法の基準による。

6 義援金品の取扱

町に送付された義援金品の取扱は、厚生対策部救護班が担当し、受付の記録、保管、被災者への配分等は、町長の指示するところにより、その状態に応じ適正かつ正確に行うものとする。

別表1

物 資 の 給 与 状 況

大 樹 町

住家被害 程度区分	世帯主氏名	世帯 人 員	給 与 月 日	物 資 給 与 の 品 名						備 考
計	全 壊	世帯								
	半 壊	世帯								

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

取扱責任者

- (注) 1 住家の被害程度に全壊(焼)流出又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること
- 2 受領年月日に、その世帯に対して最後の給与された物資の受領年月日を記入すること。
- 3 物資給与の品名及び数量を記入すること

第13節 電気施設対策計画

暴風雨、洪水、地震、火災、豪雪等により、電力施設に災害の発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合においては、人命、住民生活の確保のため、北海道電力株式会社及び町は、各施設に有効な予防対策、二次災害発生の防止対策及び速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持することに努める。

1 北海道電力(株)及び北海道電力ネットワーク(株)大樹ネットワークセンター

北海道電力(株)、北海道電力ネットワーク(株)大樹ネットワークセンターは「防災業務計画」に基づいて、活動体制、情報収集・提供、通信確保、広報、要因の確保、資材等の調達、応急工事についての対策を講ずるものとする。

2 町

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生ずるので、迅速かつ確かな優先度を考慮した対応が必要である。このため、町は、北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク(株)大樹ネットワークセンターの電力施設の防護、復旧活動に協力し、早急な電力供給の確保に努める。

(1) 要 員

町は、災害発生等において、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク(株)大樹ネットワークセンターから自衛隊の派遣の要請の求めがあった場合、町長が応急措置を実施する必要があると認められるときに、知事に対して依頼するものとする。

(2) 資材等

町は、労務施設、設備又は物資の確保について支援する。

(3) 広報活動

町は、北海道電力株式会社と協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するための注意喚起を行う。

第14節 医療救護計画

災害時における医療救護活動を円滑に実施するための医療救護計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

医療救護は、町長（担当：主は、医療対策部、一部を厚生対策部保健班）が行い、救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が実施するほか、知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が実施するものとする。なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請するものとする。

2 医療救護対策

(1) 対策拠点

災害発生により医療救護を必要と認めた場合は、医療対策部（大樹町立国民健康保険病院）を拠点として活動を実施する。

(2) 応急救護所の設置

応急救護所は、原則として避難所のうち各地区の学校施設を設置場所とし、主に厚生対策部保健班が対応するものとする。

(3) 応援要請

町は医療対策部だけで対応が困難であると判断した場合は、町内の医療機関、十勝医師会、災害拠点病院に患者の受入など応援要請を行う。

また、災害急性期においては、必要に応じて道に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するものとする。

3 医薬品等の確保

医療、助産に必要な医薬品及び衛生器材は、医療対策部及び厚生対策部保健班常備のほか、原則として町内の薬局から調達するものとするが、災害の状況により町内で確保できない場合は、知事及び近隣市町村長に調達を要請する。

4 患者の移送

町長は、緊急に移送を必要とする患者が発生し、陸路による患者の移送が困難な場合は、道防災航空室にヘリコプターの出動を要請するものとする。

5 医療機関等の状況

(1) 町内の医療施設

(平成21年4月1日現在)

名 称	診 療 科 目								電 話	備 考
	内 科	外 科	整 形 外 科	小 児 科	眼 科	リ ハ ビ リ 科	放 射 線 科	歯 科		
大樹町立国民健康保険病院	○	○			○	○	○		6-3111	
森内科クリニック	○			○		○			6-5811	
大 庭 医 院	○	○	○	○					6-3174	
大樹町歯科診療所								○	6-4084	

(2) 協力要請医療機関等

市町村	医療機関名	所在地	電話	備考
帯広市	帯広厚生病院	帯広市西6条南 8丁目1	0155-24-4161	内科、精神科、神経 内科、呼吸器科、消 化器科、小児科、外 科、整形外科、形成 外科、皮膚科、泌尿 器科、産婦人科、眼 科、耳鼻咽喉科、放 射線科、麻酔科、心 臓血管外科、脳神経 外科
	帯広協会病院	帯広市東4条南 12丁目1	0155-22-6600	内科、消化器内科、 循環器内科、外科、 小児科、産婦人科、 眼科、神経科、泌尿 器科、麻酔科
	帯広第一病院	帯広市西4条南 15丁目17	0155-25-3121	内科、神経内科、外 科、脳神経外科、皮 膚科、泌尿器科、歯 科、麻酔科
(社)十勝医師会		帯広市西5条南 2丁目11	0155-28-2898	

第15節 防疫計画

災害時における被災地の防疫に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律114号以下「感染症法」という。)に基づく、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。

町長(担当:厚生対策部)は十勝総合振興局保健環境部の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等実施する。

2 防疫班の編成

町長(担当:避難対策・衛生部)は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成する。

3 防疫の処置

町長は、次の事項について感染症法に基づき、必要があると認める場合及び知事の指示があった場合は、範囲及び期間を定めて行うものとする。

- (1) 消毒方法の施行に関する指示(感染症法第27条第2項)
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示(感染症法第28条第2項)
- (3) 家用水の供給に関する指示(感染症法第31条第2項)
- (4) 物件に係る措置に関する指示(感染症法第29条第2項)
- (5) 公共の場所の清潔方法に関する指示
- (6) 臨時予防接種に関する指示(予防接種法第6条及び第9条)

4 予防接種

(1) 消毒方法

①浸水家屋、下水、その他不潔な場所の消毒は、被災後直ちにクレゾール又は石灰等により実施し、特に衛生害虫の発生のおそれのある場所に対しては、殺虫油剤や乳剤を散布する。

②避難所の便所、その他不潔な場所の消毒は、クレゾール、オルソ剤等を用い実施する。

(2) 各世帯における家屋等の消

①汚染された台所、浴室及び食器棚などを中心にクレゾール水などで拭浄し、床下には湿潤の程度に応じ所要の石灰を散布するよう指導する。

②便所はクレゾール水をもって拭浄するか散布し、便層は、か性石灰末、石灰乳を投入・攪拌する。

(3) 検病及び検水調査並びに健康診断

避難所、浸水地域その他の感染症の発生が予想される危険地域については、十勝総合振興局保健環境部の協力により、検病及び検水調査並びに健康診断を実施し、感染症の予防に万全の措置を講ずるものとする。

(4) 臨時予防接種

災害の状況により、被災地における感染症の発生を予防するため、必要に応じ十勝総合振興局保健環境部の指導により、種類、対象及び期間を定めて臨時予防接種を行うものとする。

5 防疫資機材の調達

災害時において、町が保有する防疫用資機材等が不足した場合においては、十勝総合振興局保健環境部及び近隣市町村より借用するものとする。

6 家畜防疫

被災地における家畜は、畜舎、堆肥場等から発生するウイルスにより汚染され、感染症が集団的に発生するおそれがあるので、危険地区、準危険地区、一般地区等に区分して消毒を実施する。

また、家畜の防疫については、十勝家畜保健衛生所、十勝農業共済組合南部事業所と協力し実施するものとする。

なお、具体的な対策は、十勝家畜保健衛生所の指示によって行う。

第16節 廃棄物処理等計画

災害時における被災地のごみ収集処理、し尿の収集処理、死亡獣畜の処理等の業務については、次に定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 被災地におけるごみ収集等の処理は、地域住民に協力を得て、町長(担当：避難対策・衛生部)が町内業者協力のもと実施するものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- (2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき、又は所有者が処理することが困難なときは、十勝総合振興局保健環境部の指示に基づき、町長が実施するものとする。

2 計画の実効性の向上

市町村は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

3 廃棄物等の処理方法

(1) ごみの収集・処理方法

① ごみ収集

- ア 被災地住民の協力を求め、生ごみ類を優先収集し、一般ごみはその後収集する。
- イ 災害の状況によって、町の清掃能力をもって完全に収集することが困難な場合は、一般車両の出動を要請し、被災地のごみ収集にあたるものとする。

② ごみ処理

ごみ処理施設(南十勝複合事務組合)を使用して完全処理に務めるものとするが、災害の状況により施設処理能力を超過するなど、安全処理が不可能な場合は、一時堆積等の手立てを講じ、後日、処理施設で処理するものとする。

(2) し尿の収集・処理方法

① し尿収集

- ア 被災地域の完全収集にあたるものとするが、被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便層内量の2・3割程度の収集を全戸に実施し、各戸の便所の使用を早急に可能にするものとする。
- イ 避難が実施された場合には、避難所及び被災地区を重点的に収集にあたるものとし、状況により、応急仮設便所を設置するものとする。

② し尿処理

ア 終末処理施設(帯広市 中島処理場)を使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により施設処理能力を超過するなど完全処理が不可能な場合は、一時貯留し、後日、処理施設で処理するものとする。

4 死亡獣畜の処理方法

- (1) 死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。
- (2) 所有者が判明しないときは、又は所有者が実施することが困難なときは、十勝総合振興局

保健環境部の指導を受けて、次のとおり町が実施するものとする。

- ①移動できるものは、死亡獣畜取扱場において、集中焼却し、又は埋却するものとする。
- ②移動し難いものは、その場で他に影響はない限りにおいて埋却することとする。
- ③埋却が適当でないとは判断される場合は焼却するものとする。なお、埋却する場合は1メートル以上の覆土をするものとする。

5 ごみ処理など関係する施設

町内のごみ処理施設及びし尿及び下水道処理施設は以下のとおりである。

(1) ごみ処理施設・ごみ埋立

名称	所在地	処理能力
南十勝複合事務組合ごみ処理施設	広尾町字紋別760番地3	224 t /D
南十勝複合事務組合ごみ埋立場	大樹町字萌和394番地2	101, 960m ³

(2) し尿及び下水処理施設

名称	所在地	処理能力
中島処理場(十勝環境複合事務組合)	帯広市西2 3条北4丁目	210kl/D
大樹町下水道処理場	大樹町暁町7番地	1, 700m ³ /D

(3) 死亡獣畜処理場

名称	所在地	処理能力
十勝化成工場	中札内村元札内東2線	15 t /D

6 清掃車両等保有状況

	業者数	ごみ収集車	し尿収集車	その他車両
町内許可業者	3社	10台	5台	7台

第17節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱については、次に定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 被災地における逸走犬等の管理は町長(担当：避難対策・衛生部)が行うものとする。
- (2) 町長は、災害による被害が甚大で町のみで逸走犬等の捕獲、収容が困難な場合は、知事に応援を求め実施することとする。

2 飼養動物の取扱い

- (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱うものとする。
- (2) 災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難(飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること)を原則とし、平時からペット用避難用品や備蓄品の確保に努めるものとする。
また、様々な人が共同生活をする避難所において、動物の苦手な人、アレルギーを持っている人等への配慮に努めるとともに、避難所では外での飼育とする。なお、盲導犬はペットとしてみなさないものとする。
- (3) 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護、収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

3 同行避難

避難所への家庭動物との同行避難に関して、町は家庭動物の種に応じた同行避難が可能な避難所について予め調整しておくとともに、災害時には家庭動物との同行避難所が円滑に行われるよう家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、平時から災害への備えについて家庭動物の飼い主に啓発するとともに、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主は自らの責任により、同行避難(飼養している動物を伴い安全な場所まで避難すること)を行う。

第18節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 町立小中学校の応急教育、文教施設の応急復旧対策は、町教育委員会が、道立の学校における教育の確保については、道教育委員会が行うものとする。

ただし、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行う。

(2) 学校ごとの災害発生時の対応については、学校長が具体的な応急計画を立てて行うこととする。

2 応急対策実施計画

災害が発生し、又は予想される気象条件となったときは、各学校長は自らの判断に基づき、又は教育委員会の指示により、必要に応じて休校措置をとる。

(1) 登校前の措置

登校前に休校措置を決定したときは、地区 PTA 等を通じて連絡するとともに、防災行政無線等を利用し、児童・生徒に周知徹底する。

(2) 授業開始後の措置

授業開始後において休校措置を決定し、児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分に徹底させるとともに、必要に応じ教師が引率するなど、児童・生徒の安全保護に努める。

(3) 学校施設の確保と復旧対策

① 応急復旧

被害の程度により、応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

② 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

③ 校舎の大部分又は、全部が使用不能となった場合最寄りの学校又は公共施設を利用するものとする。利用する施設がないときは、応急仮校舎の建築を検討するものとする。

(4) 教育の要領

① 災害の状況に応じ特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。授業が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努めるものとする。

② 特別教育計画による授業の実施にあたっては次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容や方法が児童生徒に過度の負担にならないようにすること。

イ 教育の場所が学校以外の施設を利用して行われる場合は、授業の効率化及び生徒の安全確保等に留意すること。

ウ 通学道路、その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。

エ 学校が避難所に充てられた場合には、特に児童生徒の指導・監督に注意するとともに避難収容による授業の効率低下にならないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(5) 教職員の確保

被災学校の教職員は、学校長の指示により授業を実施する。この場合学校長は、当該被災学校の教職員のみで実施が困難と認めるときは、教育委員会に報告し、教育委員会は、十勝教育局、道教育委員会と連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育に支障をきたさないように措置するものとする。

(6) 学校給食の措置

①給食施設設備が被災したときは、できる限り応急処理を行い、給食の継続を図るものとする。

②給食用物資が被災したときは、関係機関に連絡のうえ、応急調達に努めるものとする。

③衛生管理には、特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

(7) 学用品の措置

①学用品給与の対象者

住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を失い又は損傷し、就学上支障のある児童生徒に対して支給する。

災害救助法の適用を受けた場合は、町長が知事の委任を受けて支給する。

②学用品の品目

ア 教科書及び教材

イ 文房具

ウ 通学用品

3 費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

4 学用品の給与状況記録

学用品の給与を実施したときは、次により記録しておかなければならない。

(1) 学用品の給与状況（様式1）

第19節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する建設型応急住宅の建設、住宅の応急修理について、次に定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法を適用し、建設型応急住宅が必要な場合、その設置は、原則として知事が行う。
- (2) 町長(担当：土木対策部)は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被害者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。
- (3) 町長が仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事の委任を受けて実施することができる。
- (4) 町長は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。また、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

2 実施の方法

(1) 避難所の設置

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、本章第4節「避難救出計画」に定めるところにより、避難所を開設するものとする。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。

①建設型応急住宅

プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置

②賃貸型応急住宅

民間賃貸住宅等の提供

(3) 建設型応急住宅の設置

町長は、必要により、災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、建設型応急住宅を設置するものとする。

①入居対象者

住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できないものとする。

②入居選定

建設型応急住宅の入居者の選定については町長が行う。

③設置戸数

道は、町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

④設置予定場所

原則として町有地とする。ただし、町有地が適当な場所がない場合などは、適当な公有地及び私有地とする。

⑤規模及び構造、存続期間及び費用

ア 建設型応急住宅の標準規模は、1戸につき29.7㎡を基準とする。

イ 構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「建設型応急住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

ウ 建設型応急住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3箇月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全を図るために特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る建設型応急住宅については、さらに、期間を延長することができる。

エ 知事が設置した場合、その維持管理は、知事から委任を受けた町長が管理する。また、町が設置したものについては、町が管理を行う。

オ 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

カ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

⑥運営管理

建設型応急住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮するものとする。また、必要に応じて、建設型応急住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

(4) 住宅の応急修理

①対象者

災害により住宅が半壊又は半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者であること。

②応急修理実施の方法

応急修理は、建設型応急住宅の建設に準じて行うものとする。

③修理の範囲と費用

ア 修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用

費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(5) 罹災証明の交付

① 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付

の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書への交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

- ② 住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- ③ 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

3 施工及び資材の調達

施工及び資材の調達は、原則として町の入札参加資格指名登録業者から選定して行うものとする。この場合において、町は、建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

4 建設型応急住宅及び住宅応急修理の記録

建設型応急住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくなければならない。

- (1) 建設型応急住宅台帳
- (2) 住宅応急修理記録簿

5 公営住宅等の斡旋

町は、災害時における被災者用の住宅として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にも斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

6 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第20節 被災地宅地安全対策計画

町において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止、住民の安全を図るために必要な事項については、次に定めるところによる。

1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生による宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、知事に対し、宅地判定士の派遣等の支援を要請するものとする。

2 判定対象宅地

対象宅地は、宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられる土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地を対象とする。

3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査表へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを表示する。
調 査 済 宅 地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

危険判定実施本部は、土木対策部建設班に置き、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」に基づき、次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

町は、災害の発生に備え、道と連絡体制を整備するとともに、道と協力して危険度判定に使用する資機材を備蓄するものとする。

6 石綿飛散防止対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

(1) 基本方針

実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

(2) 実施主体及び実施方法

① 町

町は道と連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

② 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

③ 解体工事業者

関係法令に定める方法により石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等の写しを当該解体等工事の場所に備え置き、A3以上の大きさを掲示するとともに、全ての石綿含有建材について除去等の作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

④ 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第21節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び死体の収容処理埋葬の実施については、次に定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 町長

救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、死体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

(2) 警察官

(3) 海上保安官

2 実施の方法

(1) 行方不明者の捜索

① 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定されるもの。

② 捜索の実施

町長が、消防機関、警察官及び海上保安官に協力を要請し捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

③ 捜索の方法

捜索班を編成し、必要な船艇その他機械器具を活用して実施するものとする。

④ 捜索の要請

町内において被災した行方不明者が、流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し次の事項を明示し、捜索を要請する。

ア 行方不明者が漂着、又は埋没していると思われる場所。

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴及び着衣等。

(2) 死体の処理

① 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が死体の処理を行うことができない者。

② 変死体を発見したときは、直ちに警察署又は海上保安署に届け出るものとし、検視後に死体の処理にあたるものとする。

③ 処理の範囲

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理（日赤北海道支部）

イ 死体の一時保存（町）

死体の身元識別に相当の時間を必要とし、また、死亡者が多発のため、短時間に埋葬ができない場合は、死体を特定の場所に安置し、埋葬の処理をするまで保存する。

ウ 検案（日赤北海道支部）

エ 死体見分（警察官、海上保安官）

（3）死体の埋葬

①対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない場合は、次の方法で行うこととする。

②埋葬の方法

ア 町は、死体を土葬又は火葬に付し、棺、骨壺等を遺族に支給する等現物給付をもつて行う。

イ 身元不明の死体については警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに埋葬に当たっては、土葬又は火葬にする。

ウ 埋葬の実施が町において実施できないときは関係機関や協定による協力を得て行う。

3 他市町村における被災の漂着処理

町長は、被災された市町村より漂流した死体については、次のとおり処理するものとする。

（1）死体の身元が判明している場合

死亡した者の遺族等又は被災地域の市町村長に連絡のうえ、引き渡すものとする。ただし、被災地域が災害発生直後においては、災害による社会混乱のためその遺族等が直ちに引き取ることができないものと予想される場合は、次により処理するものとする。

①道内の他市町村から漂流した場合は、知事が行う救助を補助するという立場により埋葬を実施するものとする。

②道外の他市町村から漂流した場合は、他県に対する応援として埋葬を実施するものとする。

（2）死体の身元が判明していない場合

死亡した者の遺族等又は被災地域の市町村長に連絡のうえ、引き渡すものとする。

①ある一定地域に災害が発生してから短期間に多数の死体が漂着した場合は、死体の身元が判明していない場合と同様に処理するものとする。

②死体の身元が判明せず、かつ被災地から漂着してきた死体であることが推定できない場合は、町が行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

4 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

5 捜索等の記録

行方不明者の捜索、死体処理及び埋葬した場合は、次により記録しておかなければならない。

（1）死体捜索状況記録簿

（2）死体処理台帳

（3）埋葬台帳

第22節 障害物除去計画

災害により道路、住民又はその周辺に運ばれた土砂、流木等で生活の著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 障害物の除去は、町長（担当：土木対策部）が実施するものとする。

災害救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

(2) 道路、河川その他公共施設に障害を及ぼす恐れのある場合は、道路法及び河川法その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者が行うものとする。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとしに行うものとする。

(1) 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合

(2) 障害物の除去が交通の安全と輸送確保に必要な場合

(3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するために必要と認める場合。

(4) その他公共的立場から除去を必要とする場合。

3 障害物除去の方法

(1) 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び建設業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行うものとする。

(2) 障害物の除去の方法は、原状回復でなく、応急的な除去に限るものとする。

4 除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において、付近の遊休地又はグラウンド等を利用し集積するものとする。

5 除去に必要な機械器具等の確保

町有機械のみでは、障害物の除去を実施することができないときは、建設業者から車両を借上げて確保するものとする。

6 費用の限度及び期間

救助法が適用された基準に準じ行うものとする。

7 障害物除去の記録

障害物を除去した場合は、次により記録するものとする。

(1) 障害物除去の状況

第23節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応急措置の準備

- ①所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達に努める。
- ②災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して応急対策の万全を期する。

(2) 応急措置の実施

所管の施設に防護のため、必要な箇所の補強等の防護措置を講ずるとともに、緊急の必要があると認めるときは、応急措置等を実施する。なお、町のみで実施することが困難な場合は、道、近隣市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求める。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、応急復旧を実施する。

(4) 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画等の定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施されるよう協力する。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第24節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、次に定めるところによる。

1 実施責任者

家畜飼料の円滑な確保は、町長（担当：産業対策部）が行う。

2 実施の方法

被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、農協等と緊密な連携をとり、応急確保に努めるものとし、これによりさらに不足するときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって、十勝総合振興局長を通じ、道農政部長に応急飼料に斡旋を要請するものとする。

（1）飼料（再播用飼料作物種子を含む。）

- ① 家畜の種類及び頭羽数
- ② 飼料の種類及び数量（再播用種子については種類、品種、数量）
- ③ 購入予算額
- ④ 農家戸数の参考となる事項

（2）転飼

- ① 家畜の種類及び頭数
- ② 転飼希望期間
- ③ 管理方法（預託、付添等）
- ④ 農家戸数等の参考となる事項

3 家畜用水の確保

災害により営農用水施設の破壊又は用水汚染が生じた場合、自家用井戸又は自然河川水の利用を図り、速やかに施設の応急修理を行うとともに災害復旧に努めるものとする。

第25節 労務供給計画

災害時における災害応急対策の実施に、職員の労力だけでは十分その効果をあげることが困難な場合の労務の供給は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

災害応急対策に必要な労務員の雇上げ及び民間団体への協力依頼については、町長（担当：総務対策部）が行う。

2 民間団体等への協力要請

(1) 動員の順序

動員の順序については、次のとおりとする。

- ア 町内会
- イ 婦人部、青年部
- ウ 労働者の雇用

(2) 動員要請

本部の各部長において奉仕団等の労務を必要とするときは、次の事項を示し総務対策部長に対し要請するものとする。

- ア 労務要員を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 従事する場所
- エ 就労予定期間
- オ 所要人員数
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

3 労務員の雇上げの範囲

活動要員及び奉仕団の人員が不足し、又は特殊作業のため労力が必要なときは、労務員を雇い上げするものとする。

(1) 労務員雇上げの範囲

- ア 被災者の避難のための労務員
- イ 医療助産の移送のための労務員
- ウ 被災者救出のための機械器具及び資材の操作のための労務員
- エ 飲料水の運搬、器材操作、浄水用薬品の配布等のための労務員
- オ 救助物資支給のための労務員
- カ 行方不明者の捜索及び遺体処理のための労務員
- キ その他災害応急対策のために必要な労務員

(2) 帯広公共職業安定所長への要請

町において労務員の雇上げをするときは、次の事項を明らかにして帯広公共職業安定所長へ

求人申し込みをするものとする。

- ア 職種別所要労務員数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

4 賃金及びその他費用負担

- (1) 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- (2) 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を基本とする。

5 労務者雇用の記録

労務者を雇用した場合は、次により記録しておかなければならない。

- (1) 人夫雇い上げ台帳

第26節 ヘリコプター活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、次に定めるところによる。

1 運航体制

消防防災ヘリコプターの運行は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「北海道防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」の定めるところによるものとする。

2 緊急運航の要請

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、知事に対し運航の要請するものとする。

- (1) 災害が隣接する町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによらなければ有効な活動が困難であると認められる場合

3 要請方法

知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連携方法
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要事項

4 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

電話 011-782-3233 F A X 011-782-3234

総合行政情報ネットワーク電話 6-210-39-897, 898

5 報告

町長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書により、総括管理者（北海道総務危機管理監）に報告するものとする。

6 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

- (1) 災害応急対策活動
 - ①被災状況の調査などの情報収集活動
 - ②救援物資、人員、資機材等の搬送
- (2) 救急活動・救助活動
 - ①傷病者、医師等の搬送
 - ②被災者の救助・救出
- (3) 火災防御活動
 - ア 空中消火
 - イ 消火資機材、人員等の搬送
- (4) その他（ヘリコプター等の活用が有効と認める場合）

7 救急患者の緊急搬送手続等

(1) 応援要請

町長は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。

(2) 救急患者の緊急搬送手続

- ① 町長は、医療機関等からの緊急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（危機対策局危機対策課防災航空）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後十勝総合振興局（地域政策部危機対策室）及び広尾警察署にその旨を連絡するものとする。
- ② 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝票を提出するものとする。
- ③ 町長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。
- ④ 町長は、知事（危機対策局危機対策課防災航空）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

8 ヘリコプターの離着陸可能地

(1) 町におけるヘリコプターの離着陸可能地は次のとおりである。

施設名	名称	広さ
大樹町多目的航空公園	大樹町字美成169番地	1,000m×30m
大樹中学校グラウンド	大樹町鏡町1番地	140m×150m
大樹高校グラウンド	大樹町緑町1番地1	90m×90m
歴舟川河川公園サッカー場	大樹町新通地先河川敷地	100m×150m
大樹町運動公園	大樹町柏木町16番地	80m×80m

(2) 町はヘリコプターの離着陸に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じる。

第27節 自衛隊災害派遣計画

災害時における人命又は財産の保護のための自衛隊への災害派遣は、次に定めるところによる。

1 災害派遣の基準

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (4) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき
- (5) 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信などの応援を必要とするとき。

2 災害派遣の手続

(1) 派遣要請方法

自衛隊の派遣を要請する必要があるときは、次の事項を明らかにして、災害派遣権者である知事（十勝総合振興局長）に災害派遣を要請する。この場合において、町長は必要に応じてその旨及び当町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等で要請を要求し、その後速やかに文書を提出する。

また、地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保含む派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておくこととする。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その派遣部隊との連絡方法、その他参考事項

- (2) 人命の救助に関し、知事（十勝総合振興局長）に要請を要求するいとまがないとき又は通信の途絶等により知事（十勝総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊長に通報できるものとする。ただし、この場合速やかに知事（十勝総合振興局長）に連絡し、前記（1）の手続きを行うものとする。

(3) 派遣依頼担当及び依頼先

- ① 自衛隊の災害派遣は、総務対策部総務班が行う。
- ② 十勝総合振興局地域政策部危機対策室に災害派遣を要求する。

3 派遣部隊の受入体制

(1) 受入準備の確立

知事（十勝総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

- ① 担当部班
受入の担当部班は、応援を受ける内容により関係のある部班が担当するものとする。
- ② 連絡職員の指名
本部長は、現地責任者を指名し、自衛隊現地指揮官との協議、決定、連絡にあたらせる。

③ 作業計画の樹立及び器材等の保管場所等の準備

担当部班は受入のため、次の事項に関し計画を立て、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう必要な措置及び準備をとるものとする。

ア 応援を求める作業の内容

イ 所要人員

ウ 機材等の確保

エ 派遣部隊の車両、器材等の保管場所等の準備

オ 派遣部隊の滞留場所（災害対策本部敷地内駐車場）

(2) 派遣部隊到着後の措置

① 派遣部隊との作業計画等の協議

担当部班は、派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

② 十勝総合振興局への報告

総務対策部は、到着後及び必要に応じて、次の事項を知事（十勝総合振興局）に報告するものとする。

ア 派遣部隊の長の官職氏名

イ 隊員数

ウ 到着日時

エ 従事している作業内容及び進捗状況

オ その他参考となる事項

4 派遣部隊に係る経費負担等

(1) 次に費用は、町において負担するものとする。

① 資材費及び機械借上料

② 電話料及びその施設費

③ 電気料

④ 水道料

⑤ し尿処理料

(2) その他必要経費については、自衛隊及び町において協議の上、定めるものとする。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

5 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の実施する活動等は、通常次のとおりである。

(1) 被害状況の把握

(2) 避難の援助

(3) 遭難者の捜索救助

(4) 水防・消防活動

(5) 道路又は水路の警戒

- (6) 応急医療、救護及び防疫
- (7) 人員及び物資の緊急輸送
- (8) 炊事及び給水
- (9) 救援物資の無償貸与又は譲与
- (10) 危険物の保安及び除去
- (11) その他

6 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又は、その必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事（十勝総合振興局長）に対し、撤収の依頼をするものとする。

第28節 広域応援対策計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、次に定めるところによる。

1 防災相互応援体制の確立

(1) 町長は、大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、道や他の市町村に応援を要請する。

また、冬期は、積雪・凍結等により、部隊や応援職員等の移動や救助、輸送、復旧活動に通常より時間を要することから、平時から装備・資機材の充実、活動要領等を考慮する必要があるほか、道外からの応援者は積雪・凍結等の状況での円滑な行動が困難な場合があることに留意する。

(2) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮し、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、応援の受入体制を確立しておく。

2 消防相互応援体制の確立

(1) 町長及び消防署長は、大規模災害時に、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づ

き他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、町は道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

- (2) 消防機関は、他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確認しておく。
- (3) 緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第29節 職員応援派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により町長等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し、職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求めることができる。

1 要請権者

町長又は町の委員会若しくは委員。なお、町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長にあらかじめ協議しなければならない。

2 要請手続等

(1) 職員の派遣を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国等の職員の派遣要請のみでなく、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の職員の派遣についても同様とする。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ 前①～④に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- ① 派遣のあっせんを求める理由
- ② 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ 前①～④に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

3 派遣職員の身分取扱

(1) 派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側及び受入側の双方の身分を有するものとし、双方の条例・規則の適用を受ける。ただし、双方の法令・条例・規則に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

(2) 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又、地方公共団体の職員については、地方自治法第252条の17の規定による。

(3) 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定する。

(4) 派遣職員の服務は受入側の規定を適用する。

(5) 受入側は、派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

第30節 災害ボランティアとの連携計画

地震や水害をはじめとする大規模な災害は、いつ・どこで起きるかわかりません。

そうしたことを踏まえ、災害を防ぐことはできないが、その後の対応により被害をできるだけ軽減することは可能であり、災害時に「住民の生命、身体及び財産を災害から保護する」責務があると災害対策基本法にも規定されており、被災者支援は町の責務であります。

そのため、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する上でNPO団体やボランティア団体等との連携・協働する体制の整備が重要であります。

各種団体等との連携・役割については、次に定めるところによる。

1 災害ボランティアセンターの目的

「災害ボランティアセンター」（以下災害VC）とは、大規模災害等が発生した後に、大樹町災害対策本部との連携により、大樹町社会福祉協議会が設置するボランティア活動の拠点である。

被災により生じた困難・問題を軽減、解決するため、町内はもとより、道内外から駆けつけるボランティアを被災者等のニーズをもとに、必要としている場所へ派遣し、地域の復旧、復興及び被災者の自立生活を支援することを目的とするものである。

2 災害VCの設置判断

大樹町は、大規模災害が発生し、住民の被害状況等から災害ボランティアによる救援が必要であると認められる場合は、社会福祉法人大樹町社会福祉協議会に大樹町災害ボランティアセンターの設置を要請する。

大樹町社会福祉協議会は、関係団体やボランティア等と協議し、災害ボランティア活動の拠点として災害VCを設置する。

また、北海道社会福祉協議会との間で締結した「災害救援活動支援に関する協定」に基づき、設置決定に関する連絡や支援の要請を行う。

3 災害ボランティアセンターの設置場所

災害VCの設置場所は、大樹町中央運動公園センターハウスとする。ただし、当該施設が被災等により使用できない場合は、大樹町災害対策本部と協議のうえ、他の場所に設置するものとする。

4 町と災害ボランティアセンターとの役割等

(1) 行政の役割（災害時）

ア 応援要請

全容が把握できなくても、早期に応援要請を行うものとし、文書により行うものとするが、急を要する場合は口頭等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

イ 情報発信

NPO・ボランティア団体、ボランティア活動希望者への被害・被災者状況などの情報発信は極めて重要であるため、情報不足に注意する。

(ボランティア・物資などの支援情報など)

ウ 応援・支援受入れの統轄機能

応援・支援の申し出に対し、ボランティアセンターの組織体制に合わせて、対策本部のなかで対応者を決めておくこと。

エ 情報共有

災害 VC や NPO・ボランティア団体などの支援に関わる主体と情報共有を行う必要があるため、町の情報と被災者の近くで活動するボランティアの情報を共有することで、被災者ニーズの把握や支援活動の重複を避けること。

オ 災害 VC の閉鎖

災害 VC の閉鎖の時期は、災害の復旧状況を考慮し、町と大樹町社会福祉協議会とが協議のうえ、決定するものとする。

(2) 行政の役割 (平時)

ア 協定の締結等

災害時に連携が重要な大樹町社会福祉協議会と協定等を締結し、災害時に連携して対応することを明確化する。また大樹町社会福祉協議会や北海道社会福祉協議会と日頃から情報共有など連携を図り、大規模災害時にスムーズな対応ができるよう、災害 VC 設置・運営マニュアルを整備し、各組織・団体の役割を明確化、費用負担等の拠出に関するルール作り、職員の派遣や資機材の提供など、災害時の具体的な対応について記載すること。

イ 訓練の実施

実際の災害時を想定し訓練をすることで、大樹町社会福祉協議会と協定の内容を検証し課題を抽出することで、関係職員の戸惑いがなくなるよう繰り返し実施する。

(3) 災害 VC の役割

ア ボランティア活動に関する行政、関係機関等との連絡調整 (総務班)

- ① センターの運営管理、体制の整備、業務の調整
- ② 災害対策本部、北海道災害ボランティアセンター、関係機関との調整
- ③ 総合窓口 (電話等の初期対応、ボランティア活動者・依頼者の初期対応)
- ④ 広報・情報発信 (ホームページ、SNS、チラシ等によるボランティア募集、ニーズ募集、Q&Aの作成・公開など)
- ⑤ マスコミ対応
- ⑥ 物資の受付、調達、配分
- ⑦ 会計事務 (センター会計処理、助成金申請、募金・寄付の受付)
- ⑧ スタッフミーティングの開催、進行
- ⑨ 運営スタッフ (班員) の勤務表作成 (勤務管理)
- ⑩ 活動の記録 (写真等も含む)、統計、日報、報告 (災対本部や道災害ボランティアセンターへ)
- ⑪ 救護 (病気・けがへの救急対応)
- ⑫ その他、他班に属さない事柄 (活動証明書の発行、苦情、事故対応など)

イ 被災者ニーズの把握、被災世帯調査 (ニーズ班)

- ① 被災者ニーズの受付（来所、電話等）、ボランティア依頼票の作成
- ② 被災者ニーズの現地調査・発掘（アウトリーチ）、ポスティング活動
- ③ ニーズ集計（継続、終了の判断や件数管理、個々のニーズ管理）
- ウ ボランティア活動の支援（受付、活動調整等、安全・健康管理）（受付班）
 - ① ボランティア受付（電話、来所等）
 - ② ボランティア数の集計
 - ③ ボランティア活動保険の加入受付、手続き
 - ④ 名札等の着用依頼
 - ⑤ ビブスの管理
 - ⑥ 待機場所への案内、誘導
- エ 依頼者とボランティアの連絡調整（マッチング班）
 - ① オリエンテーション
 - ② ボランティアとニーズのマッチング、グループ編成、活動場所の説明
 - ③ 送り出し（必要に応じ、送迎車とのマッチング）
 - ④ ボランティアからの活動報告書受理と聞き取り（状況に応じニーズ班が実施）
- オ 様々な支援活動・支援への資機材等の調整（資機材管理班）
 - ① 活動用資機材・物資の管理、貸出（車両のレンタル等の手配を含む）
 - ② センターの設営や修繕など
 - ③ 駐車場への誘導・案内など

5 ボランティア団体等の協力

町及び防災関係機関は、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体等からの協力申入れ等に基づき、災害応急対策の実施について、労務の協力を受けるものとする。

6 ボランティアの受入

町及び大樹町社会福祉協議会は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。

また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされる配慮をするとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

7 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等に依頼する活動の主な内容は、次のとおりとする。

- ① 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ② 炊出し、その他の災害救助活動
- ③ 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- ④ 清掃及び防疫の補助
- ⑤ 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配布

- ⑥ 被災建築物の応急危険度判定
- ⑦ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- ⑧ 災害応急対策事務の補助
- ⑨ 救急・救助活動
- ⑩ 医療・救護活動
- ⑪ 外国語通訳
- ⑫ 非常通信
- ⑬ 被災者の心のケア活動
- ⑭ 被災母子のケア活動
- ⑮ 被災動物の保護・救助活動
- ⑯ ボランティア・コーディネート

8 ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

町及び大樹町社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

- (1) 町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加の促進を図るものとする。
- (2) 町は、平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- (3) 町は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。
- (4) 町及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- (5) 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (6) 町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。
- (7) 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、大樹町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）を明確化するとと

もに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、大樹町地域防災計画に明記し、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

また、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、市町村は、国が整備する登録団体データベースを活用するなどして、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努めるものとする。

第31節 災害応急金融計画

災害の応急復旧を図り、罹災者の速やかな立直りを期するため応急金融の大要は、次に定めるところによる。

融資の名称	内容・資格・条件等						
生活福祉資金	貸付の対象 低所得者・高齢者・身体障害者等 利率年3% 但し据置期間中及び修学資金は、無利子、長期生活支援資金については、年3%又は毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方						
	資金の種類	内容	貸付限度(円)	据置期間	償還期間	備考	
	更生資金	生業費	低所得世帯等が生業を営むのに必要な経費	低 2,800,000 以内 障 4,600,000	1年 以上 18月 以内	7年 以上 9年以 内	措置期間 災害による場合は最大24月
		技能習得費	低所得世帯等が就職又は技能を習得するために必要な支度をする経費 低所得世帯等が生業又は就職に必要な知識・技能を習得するのに必要な経費等	低 1,100,000 障 1,300,000	6か月	8年	措置期間 災害による場合は最大24月
	福祉資金	福祉費	低所得世帯等が結婚・出産及び葬祭に必要な経費等、転宅に必要な経費、就職時の支度費、日常生活上一時的に必要な経費	500,000	6か月	3年	
		障害者等福祉用具購入費	障害者又は高齢者が日常生活の便宜を図るための高額な福祉機器等の購入に特に必要な経費	800,000		6年	
		障害者自動車購入費	障害者等が自動車を購入するのに必要な経費	2,000,000		10年	
		中国残留邦人等国民年金追納費	中国残留邦人等が国民年金の保険料を追納するのに必要な経費	4,704,000			

融資の名称	内容・資格・条件等						
生活福祉 資金	資金の種類		内 容	貸付限度(円)	据置期間	償還期間	備考
	就学資金	就学費	低所得世帯に属する者が高等学校(盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部及び専修学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む)大学、短期大学及び専修学校の専門課程又は高等専門学校に修学するのに必要な経費	(高校、専修学校高等課程) 月 35,000 (高専) 月 60,000 (短大、専修学校専門課程) 月 60,000 (大学) 月 65,000	卒業後 6 か月 以内	15年	
		修学支度金	入学に際し必要な経費	500,000			
	住宅資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し住宅の増改築、拡張、補修又は保全に必要な経費	2,500,000	6 か月	7年	据置期間 災害による場合は最大 24月	
	療養・介護資金	低所得世帯又は高齢者世帯の負傷又は疾病の療養(療養を必要とする期間が1年以内の場合に限る。)に必要な経費及び介護保険法による介護サービスを受けるのに必要な経費(原則として1年以内の場合に限る。)	1,700,000	6 か月	5年	据置期間 災害による場合は最大 24月	
	災害支援資金	低所得者世帯に対し災害を受けたことにより困窮から自立正するために必要な経費	1,500,000	12 か月	7年		
	緊急小口資金	緊急一時的な需要に対応するための経費	50,000	2 か月	4 か月		
	長期生活支援資金	毎月の生活費	土地の評価額に基づき定めた額	償還期限 貸付契約の終了時		一定不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として貸付を行う	

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子・寡婦福祉資金	資金の種類	貸付対象等	貸付限度額(円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率	
	事業開始資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	事業(例えば洋裁軽飲食、文具販売、菓子小売業等母子福祉団体においては政令で定める事業)を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金 2,830,000 団体 4,260,000		1年	7年以内	無利子	
	事業継続資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業(母子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金 1,420,000		6か月	7年以内	無利子	
	修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専修学校(高等課程) 短大、専修大学(専門課程)	公立(自宅) 18,000 (自宅外) 23,000 私立(自宅) 30,000 (自宅外) 35,000 公立(自宅) 44,000 (自宅外) 50,000 私立(自宅) 52,000 (自宅外) 59,000 大学 公立(自宅) 44,000 (自宅外) 50,000 私立(自宅) 53,000 (自宅外) 63,000	就学期間中	当該学校卒業後6か月	20年以内 専修学校(一般課程は5年以内)	無利子
	技能習得資金	母子家庭の母 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金(例洋裁、タイプ、栄養士等)	月額50,000 (特1回450,000)	知識、技能を習得する期間中3年をこえない範囲内	知識技能習得後6か月	10年以内	無利子
	修業資金	母子家庭の母が扶養する児童	緊急一時的な需要に対応するための経費	月額50,000 (特1回450,000) (注) 修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けられなくなった場合上記額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間中3年をこえない範囲内	知識技能習得後6か月	6年以内	無利子

融資の名称	内容・資格・条件等								
母子・寡婦福祉資金	資金の種類	貸付対象等		貸付限度額(円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率	
	就職支度資金	母子家庭の母又は児童父母のない児童寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物等を購入する資金	100,000 (特別 320,000)		1か月	10年以内	無利子	
	医療介護資金	母子家庭の母又は児童寡婦	医療又は介護(当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	310,000 (特 1回 450,000) 介護 500,000			6か月	5年以内	無利子
	生活資金	母子家庭の母 寡婦	技能習得資金借受期間中の生活費補給資金	月額 (一般)103,000 (技能)140,000	技能習得資金貸付期間中3年以内	知識技能習得(医療)後6か月	10年以内	無利子	
			医療介護資金借受期間中の生活費補給資金		医療介護資金貸付期間中1年以内	貸付期間満了後6か月	7年以内	年3%	
			配偶者のいない女子になって5年未満の家庭の生活補給資金又は失業中の生活費補給資金		生活安定貸付後2年以内又は離職した日の翌日から1年以内	生活安定8年以内 失業5年以内			
	住宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	2,000,000 補修、保全等 1,500,000		6か月	7年以内(保全等は6年以内)	年3%	
転宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を転移するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000		6か月	3年以内	年3%		

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子・寡婦福祉資金	資金の種類	貸付対象等	貸付限度額(円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率	
	就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	入学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 39,500 中学校 46,100 高校等 公立(自宅)75,000 (自宅外)85,000 私立(自宅)410,000 (自宅外) 420,000 大学・短大等 公立(自宅)370,000 (自宅外) 380,000 私立(自宅)580,000 (自宅外) 590,000	6か月	20年以内 (専修学校(一般課程5年以内))	無利子	
	結婚資金	母子家庭の母 寡婦	母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し、必要な資金	300,000		6か月	5年以内	年3%
	特例児童扶養資金	母子家庭の母 父母のいない児童	児童扶養手当の全部又は一部の支給制限を受け、かつ、前年の収入が一定額未満である配偶者のいない女子	平成14年7月分の児童扶養手当支給額と貸付申請時の児童手当支給額との差額	18歳未満の児童を扶養する期間中5年を超えない範囲	6か月	10年以内	無利子

融資の名称	内容・資格・条件等				
災害援護 資金貸付 金	実施主体 町(大樹町災害弔慰金の支給等に関する条例) 対象災害 自然災害であって、道内において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者				
	貸付対象等	利率	据置期間	据置期間	償還方法
	①世帯主の1ヶ月以上の負傷 1,500,000円	年3% 据置期間は 無利子	3年 特別の事情 がある場合 は5年	10年 据置期間を 含む	半年月賦 年賦
	②家財等の損害 ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円				
	イ 住宅の半壊 1,700,000円				
	ウ 住宅の全壊(エの場合を除く) 2,500,000円				
	エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円				
③ ①と②とが重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円					
イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円					
ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円					
④ 次のいずれかの事由の一に該当する場合 であって、被災した住居を建て直しに際し、 残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 ア ②のイの場合 2,500,000円 イ ②のウの場合 3,500,000円 ウ ③のイの場合 3,500,000円					

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生花福祉資金貸付制度要綱	国 1/2 補助 道 1/2 補助
北海道 市町村	母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3 貸付 道 1/3 貸付 償還については6月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3

融資の名称	内容・資格・条件等										
災害復興 住宅資金	1 対象災害 災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する被害を受けた市町村が1以上ある災害及び主務大臣が指定する災害 2 融資対象者 ・住宅金融公庫が指定した災害で被災を受けた住宅の所有者等で自ら居住するか、罹災者のために建設、購入、補修する者 ・毎月の返済額の4倍以上の月収がある者 3 融資条件										
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;"></th> <th style="width:15%;">区 分</th> <th style="width:20%;">建 設</th> <th style="width:20%;">新 築 購 入</th> <th style="width:20%;">中 古 購 入</th> <th style="width:25%;">補 修</th> </tr> </thead> </table>						区 分	建 設	新 築 購 入	中 古 購 入	補 修
		区 分	建 設	新 築 購 入	中 古 購 入	補 修					
	融資対象	住宅の規格 建築基準法 住宅部分床面積	各戸に居住室、炊事室、便所が備えられていること。 建築基準法等の関係法令に適合すること。 店舗併用住宅などの場合は、住宅部分が概ね1/2以上あること。								
		13㎡以上175㎡以下	50㎡以上(マンションの場合は40㎡以上)175㎡以下	50㎡以上(マンションの場合は40㎡以上)175㎡以下							
	融資限度額	耐火構造 準耐火構造	建設資金 1,160万円 土地取得資金 770万円 整地資金 380万円	購入資金 1,930万円	購入資金 1,630万円	補修資金 640万円 移転資金 380万円 整地資金 380万円					
		木造	建設資金 1,100万円 土地取得資金 770万円 整地資金 380万円	購入資金 1,870万円	購入資金 1,420万円	補修資金 590万円 移転資金 380万円 整地資金 380万円					
	返済期間	耐火構造準耐火構造木造	35年以内 35年以内 25年以内	35年以内 35年以内 25年以内	20～35年以内 20～35年以内 20～25年以内	20年以内					
		据置期間	3年以内			1年以内(返済期間を含む。)					
		貸付金利	年1.7%(平成19年9月30日現在)								
	受付期間	災害発生の日から2年間									

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道・市町村、住宅金融公庫支店、住宅金融公庫の代理店(各受託金融機関)	住宅金融公庫法	「災害発生時における災害復興住宅融資の確保等に関する基本協定書」(平成17年4月1日、道知事と住宅金融公庫北海道支店長とで協定締結。協定文は省略)

融資の名称	内容・資格・条件等	
農業経営維持安定資金	貸付対象	災害による収入減の補てんに充てるための資金を必要とする場合で、その農地、施設その他の農業に活用される資源を売渡す等農業経営に著しい支障を及ぼすことなしに必要な資金の調達ができない農業者
	貸付限度額	農業を営む個人 200万円 農業を営む法人 1,000万円(1戸1法人の場合は、200万円)
	償還期間	20年以内(うち据置3年以内)
	貸付利率	年0.9%~1.7%(H17.10.20現在)

取扱機関	関係法令等	備考
市町村 農林漁業金融公庫及び農 林中央金庫等公庫の事務 受託金融機関	農業経営維持安定資金融通措置実施要綱	
北海道 農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資による融資	貸付対象	(7)被害農業者 (4)被害林業者 (以下「農林漁業者という。」) (6)被害者漁業者 (5)被害組合
	融資額	農林漁業者 2,000,000円(北海道 3,500,000) 法令で定める資金 5,000,000円 法令で定める法人 25,000,000円 漁具購入 50,000,000円
農林漁業施設資金(主務 大臣指定施設(災害復旧))	償還期間	農林漁業者 6年以内(激甚災害法適用 7年以内)
	貸付利率	農林漁業者 損失額の割合 10%以上で一定の要件に該当する者 年6.5%以内 損失額の割合 30%以上の者 年5.5%以内 特別被害地域内の特別被害農業者 年3.0%以内
	貸付の対 象	農畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設等農業施設、畜産環境保全林の改良、造成又は取得、果樹の植栽又は補植
	貸付制度	1施設当たり 3,000,000円(特認 6,000,000円) 又は貸付対象事業費×0.8のいずれか低い額
	貸付期間	15年(うち据置3年)以内。ただし、果樹の改植は25年(うち据置10年)以内

	貸付利率	年 0.9%~1.7%(H17.10.20 現在)
水産業施設資金	貸付の対象	水産倉庫、網干場、水産養殖施設、水産物陸揚施設、水産加工施設、漁船修理施設又は漁船その他主務大臣の指定するもの
	貸付限度	1 貸付対象事業費×0.8 2 漁船 1,000 万円 その他施設 300 万円 1 及び 2 のいずれか低い額
	貸付期間	15 年以内(うち据置 3 年以内)
	貸付利率	年 0.65~1.5%(H17.9.20)
	貸付の対象	災害による経営再建費及び経費の節減又は預貯金の払戻し等で補填されない災害又は災害に準ずるものによる収入減補填費用に充てるための資金を必要とする沿岸漁業者
沿岸漁業経営安定資金	貸付限度	個人 200 万円、法人 400 万円
	貸付期間	20 年以内(うち据置 3 年以内)
	貸付期間	0.65~1.50%(H17.9.20 現在)
	貸付利率	

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道 市町村 金融機関	天 災 融 資 法	<p>天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災の都度、政令で指定される天災資金の借受資格者(被害農林漁業者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害農林者 農作物等の減収量が平年収穫量の 30%以上で、かつ損失額が平年の農業総収入額の 10%以上、又は、果樹等の損失額がその者の栽培する果樹等の被害時の価格の 30%以上のもの ・被害林業者 林産物の損失額が平年の林業総収入額の 10%以上、又は炭焼がま、しいたけほだ木等の損失額が当該施設の被害時の価格の 50%以上のもの ・被害漁業者 魚類の損失額が平年の漁業総収入額の 10%以上、又は漁船等の損失額が当該施設の被害時の価格の 50%以上のもの ・被害組合 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等で、その所有し、又は管理する施設、在庫品につき著しい被害を受けたもの。
北海道、農林漁業金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農 林 漁 業 金 融 公 庫 法	<p>主務大臣指定災害復旧資金 沿岸漁業経営安定資金</p>

融 資 の 名 称	内 容 ・ 資 格 ・ 条 件 等	
造林資金	貸付の対象	造林地の災害復旧を行う林業を営む者(地方公共団体を含む)及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額、ただし、計画森林にあつては、90%相当額
	償還期間	30年以内(20年以内の据置期間含む)
	貸付利率	1.00~1.70%
樹苗養成資金	貸付の対象	苗畑用地及びかんがい配水施設等の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	15年以内(5年以内の据置期間含む)
	貸付利率	1.00~1.65%
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道、索道及びこれらの付帯施設(林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む。)の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	20年以内(3年以内の据置期間含む)
	貸付利率	1.00~1.70%
主務大臣指定施設資金	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクレーション施設等の災害復旧を行う育林業素材産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額
	償還期間	15年以内(3年以内の据置期間含む。)
	貸付利率	1.00~1.70%
共同利用施設資金	貸付対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクレーション施設等の災害復旧を行う森林組合、同連合会、農業協同組合、同連合会及び林業者が組合員の過半を占める中小企業等共同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	償還期間	20年以内(3年以内の据置期間含む。)
	貸付利率	1.00~1.70%

取扱機関等	関係法令等	備 考
農林漁業金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等
林業経営維持資金	<p>貸付の対象 樹苗又は特用林産物に係る災害で資金を要する林業を営む個人(ただし、農林水産業所得が平年度における総所得の過半を占め、かつ、その経営する森林面積が80haを超えない者)及び林業を営む法人(ただし、合名会社、合資会社、有限会社及び株式会社に限る。)</p> <p>並びに森林組合同連合会等(ただし、前記の者に転貸する場合に限る。)</p> <p>貸付限度額 個人60万円(ただし、標準伐期齢以上の林齢の立木を有するときは、その立木の評価額を60万円から控除した額)法人800万円</p> <p>償還期間 20年以内(原則一括払い)</p> <p>貸付利率 1.00~1.70%</p>
備荒資金直接融資資金	<p>貸付の対象 備荒資金組各市町村が災害復旧応急事業を行う場合。</p> <p>貸付限度額 各組各市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、ただし、2千万円未満は2千万円まで 災害救助法適用市町村は4千万円まで</p> <p>償還期間 6ヶ月</p> <p>融資利率 年利率3%</p>

取扱機関等	関係法令等	備考
農林漁業金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業金融公庫法	
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合札幌支店	事業資金等の銀行融資斡旋条例	組各市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍(その額が2千万円に満たないときは2千万円)以内とする。ただし、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

融資の名称	内 容・資 格・条 件 等							
中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付(災害貸付)」	・目 的 災害により経営に支障を生じている中小企業等に対し、金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。							
	融 資 対 象	1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第3項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上の減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの						
	資 金 使 途	設備資金 運転資金						
	融 資 金 額	8,000万円 5,000万円						
	融 資 期 間	10年以内(据置2年以内) 7年以内(据置2年以内)						
	融 資 利 率	<table border="0" style="width:100%"> <tr> <td style="width:50%">[固定金利]</td> <td style="width:50%">[変動金利]</td> </tr> <tr> <td>5年以内 年1.2%</td> <td>年1.2%</td> </tr> <tr> <td>10年以内 年1.4%</td> <td>(融資期間が3年超の場合選択可)</td> </tr> </table>	[固定金利]	[変動金利]	5年以内 年1.2%	年1.2%	10年以内 年1.4%	(融資期間が3年超の場合選択可)
	[固定金利]	[変動金利]						
	5年以内 年1.2%	年1.2%						
10年以内 年1.4%	(融資期間が3年超の場合選択可)							
担 保 ・ 償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる							
信 用 保 証	すべて北海道信用保証協会の保証付き(通常より低い保証料率が適用)							

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、信用金庫、信用組合	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等			
勤労者福祉資金	区分	中小企業に働く方	季節労働者の方	離職者の方
	融資対象者	中小企業に勤務する方(育児・介護休業中の方も含む。) 前年の総所得が600万円以下の方	2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方 前年の総所得が600万円以下の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②貸確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	融資金額	100万円以内		
	融資期間	5年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
	融資利率	年1.50%		年0.60%
	償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可		
	信用保証	取扱金融機関の定めによる。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要	
取扱機関等	関係法令等	備考		
北海道労働金庫 道内信用金庫 道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱			

第3 2 節 災害救助法の適用計画

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任

(1) 北海道

知事は、一定規模以上の災害に際しての救助活動について、市町村に対し災害救助法を適用し、応急救助活動を実施するものとする。

(2) 町

町長は、知事が行う応急救助活動を補助するものとし、災害救助法第30条に基づき、災害救助法施行規則(昭和31年10月10日北海道規則第142号)により委任された職種の一部については、自らの判断と責任において、救助を実施するものとする。

2 災害救助法の適用基準

本町における災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した場合において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

被害区分 町の人口	町単独の場合	相当広範囲な場合(全道 2,500 世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000 世帯以上の住家が滅失した場合
	住家滅失世帯数	大樹町区域の住家滅失世帯数	
5,000 人以上 15,000 人未満	40	20	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められるとき。
適用	<p>1 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅失：全壊、全焼、流失 <p>住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 <p>住家の損傷が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20~70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 		

	<p>床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>2 世帯の判定</p> <p>(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p> <p>(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。</p>
--	---

3 災害救助法の適用手続

(1) 町

①町長は、本町の地域における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を十勝総合振興局長(以下「振興局長」という。)に報告しなければならない。

②災害の事態が急迫し、知事による救助のいとまがない場合は、町長は、災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

(2) 十勝総合振興局

振興局長は、町長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用することとし、その旨町長に通知するとともに、知事に報告するものとする。

(3) 北海道

知事は、振興局長から災害救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、市町村が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知し、委任する。

(1) 災害が発生した場合

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者 区 分
避難場所の設置 (供与)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 ・ 災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者 	町・日赤道支部 町
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では	対象者、対象箇所の選定：町 設置：道(但し、委任したと

	住宅を得ることができない者	きは町)
炊出しその他による食品の供与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	町
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	町
被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	町
医療	災害により医療の途を失った者	救護班～道・日赤道支部(但し、委任したときは町)
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	救護班～道・日赤道支部(但し、委任したときは町)
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	町
被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者など	町
学用品の供与	災害により住家の全焼(焼)流失、半壊(焼)又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒(幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外)	町 町
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	町
遺体の捜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者を捜索する	町
遺体の処理	災害の際死亡した者に、遺体に関する処理(埋葬を除く)をする	町・日赤道支部
障害物の除去	半壊(焼)又は床上浸水した住家であつ	町

	て、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木当で一時的に居住できない状態であり、自力では当該障害物を除去できない者	
--	---	--

5 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第 12 条によるものとする。

なお、災害救助法施行細則第 12 条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

6 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取り扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第33節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。